

答 申 書

平成 29 年 12 月 25 日付け 29 高都計第 514 号をもって諮問された高知広域都市計画  
区域マスタープランの改定については、審議の結果、原案のとおり議決したので答申  
します。

平成 29 年 12 月 25 日

高知県知事 様

高知県都市計画審議会会長



答 申 書

平成 29 年 12 月 25 日付け 29 高都計第 514 号をもって諮問された東部圏域（東洋・室戸・安芸）都市計画区域マスタープランの改定については、審議の結果、原案のとおり議決したので答申します。

平成 29 年 12 月 25 日

高知県知事 様

高知県都市計画審議会会長



答 申 書

平成 29 年 12 月 25 日付け 29 高都計第 514 号をもって諮問された中央圏域（香南・本山・土佐・佐川・越知）都市計画区域マスタープランの改定については、審議の結果、原案のとおり議決したので答申します。

平成 29 年 12 月 25 日

高知県知事 様

高知県都市計画審議会会長



答 申 書

平成 29 年 12 月 25 日付け 29 高都計第 514 号をもって諮問された高幡圏域（須崎・中土佐・窪川）都市計画区域マスタープランの改定については、審議の結果、原案のとおり議決したので答申します。

平成 29 年 12 月 25 日

高知県知事 様

高知県都市計画審議会会長



答 申 書

平成 29 年 12 月 25 日付け 29 高都計第 514 号をもって諮問された幡多圏域（幡東・中村・宿毛・土佐清水）都市計画区域マスタープランの改定については、審議の結果、原案のとおり議決したので答申します。

平成 29 年 12 月 25 日

高知県知事 様

高知県都市計画審議会会長



答 申 書

平成 29 年 12 月 25 日付け 29 高都計第 514 号をもって諮問された建築基準法第 51 条ただし書きによる産業廃棄物処理施設の敷地位置の判断については、審議の結果、原案のとおり議決したので答申します。

平成 29 年 12 月 25 日

高知県知事 様

高知県都市計画審議会会長

